

別表 施行規則第8条で定める商品説明書及び同第14条で定める納入仕様書の必要表示事項

	必要表示事項	内容等
(1) 畳	ア 製造者の氏名又は名称及び住所	
	イ 製造加工方法	縫い付けたものについては「縫着」、貼り付けたものについては「接着」と表示するとともに、構造上、表替え、裏返しが出来ない畳については、その旨を併せて表示するものとする。
	ウ 厚さ	
	エ 品名（新畳、表替え、裏返しの別）	
	オ 畳製造販売業者における表面加工の有無、加工目的、加工方法及び使用資材（薬剤を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面加工は、何らかの資材を用いて、いぐさ・七島い又は畳表に加工、着色を施すものをいう。</li> <li>・表面加工の目的は、「防かび」、「抗菌」、「防虫」、「色留め」、「着色」、「耐摩耗」、「耐水」等と表示するものとする。</li> <li>・表面加工の使用資材に係る表示は、成分名の表示を基本とするものとし、組成が明らかな場合は含有量の多い順に表示するものとする。また、使用資材の成分の把握が困難な場合にあつては、成分に代わり商品名等を表示するものとする。</li> <li>・畳製造販売業者が、現に使用している畳床の防虫処理を行った場合には、当該畳製造販売業者がその方法について表示を行うものとする。</li> </ul>
	カ 畳製作技能士の資格の有無（「有」の場合は登録番号）	
	キ 製造工程管理責任者の有無（「有」の場合は登録番号）	
	ク 畳類に関する統一的な消費者相談窓口及び連絡先	
(2) 畳表（いぐさ・七島いを素材とするもの）	ア 畳表の素材の名称	「いぐさ」又は「七島い」と表示する。
	イ 経糸の素材の名称	綿、綿綿、麻綿、麻、麻麻のいずれを使用しているか表示し、綿、綿綿において純綿以外の場合には混紡である旨の表示も行うものとする。
	ウ 畳表の素材のいぐさ・七島いの産地名（外国産の場合は原産国名）	
	エ 製織地名（外国産の場合は製織国名）	
	オ 表面加工の有無、加工目的及び使用資材（薬剤、着色剤を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面加工は、何らかの資材を用いて、いぐさ・七島い又は畳表に加工、着色を施すものをいう。</li> <li>・表面加工の目的は、「防かび」、「抗菌」、「防虫」、「色留め」、「着色」、「耐摩耗」、「耐水」等と表示するものとする。</li> <li>・表面加工の使用資材に係る表示は、成分名の表示を基本とするものとし、組成が明らかな場合は含有量の多い順に表示するものとする。また、使用資材の成分の把握が困難な場合にあつては、成分に代わり商品名等を表示するものとする。</li> </ul>
	カ QRコード付きタグの有無（国産の畳表の場合のみ）	
(3) その他の畳表（いぐさ・七島い以外を素材とするもの）	ア 畳表の素材の名称	素材が単体であるときは「機械すき和紙」、「ポリプロピレン」等と表示することとし、複数の原材料からなるときは、使用量が多いものから順に表示するものとする。
	イ 経糸の素材の名称	混紡（綿）、麻、合織のいずれを使用しているか明確に表示するものとする。
	ウ 製造国名	
	エ 表面加工の有無、加工目的及び使用資材（薬剤、着色剤を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面加工は、何らかの資材を用いて、畳表の素材又は畳表に加工、着色を施すものをいう。</li> <li>・表面加工の目的は、「防かび」、「抗菌」、「防虫」、「色留め」、「着色」、「耐摩耗」、「耐水」等と表示するものとする。</li> <li>・表面加工の使用資材に係る表示は、成分名の表示を基本とするものとし、組成が明らかな場合は含有量の多い順に表示するものとする。また、使用資材の成分の把握が困難な場合にあつては、成分に代わり商品名等を表示するものとする。</li> </ul>
(4) 畳床	ア 種類又は記号	J I S 認証を受けていない場合には、材料、構造及び標準寸法を表示するものとする。
	イ 製造者の氏名又は名称及び住所（納入仕様書のみ）	
	ウ 防虫処理を行っている場合の、その方法	J I S に規定する表示事項と同様の内容とするが、薄畳に使用するものにあつてはこの限りでない。
	エ J I S 認証の有無（「有」の場合はJ I S 認証番号）	
(5) 一般消費者が支払う材料費を含めた畳工事の総額		発注者が工務店等の場合は表示しなくてよいものとする。

注：表替えの場合は、（4）に関する表示は行わないものとする。

裏返しの場合は、（2）～（4）に関する表示は行わないものとする。